

第9章 配慮項目の一覧

「第7章 環境影響評価項目の選定」で、「配慮項目」又は「簡略化項目」とした環境影響要素と環境影響要因の組合せについて、配慮事項を表 9-1 に示す。

「簡略化項目」とした2項目である「工事中の地下水汚染」及び「地下水の水象」は、「7章 環境影響評価項目の選定」に示したように、配慮をもって予測に代えることとしたものであり、事後調査（第11章）の対象とする。

表 9-1 (1) 配慮項目に関する配慮事項 (1/2)

環境影響要素 (細区分)	環境影響要因		区分 ^{注1}	配慮事項
粉じん	工事中	資材等の運搬、切土・盛土・発破・掘削等	※	・土砂等の運搬時には、必要に応じて車両の荷台等をシートで被覆する。
騒音	供用時	施設の稼働	※	・施設稼働時に計画地外に大きな騒音が漏洩しないよう努める ^{注2} 。
振動	供用時	施設の稼働	※	・施設稼働時に計画地外に大きな振動が漏洩しないよう努める ^{注2} 。
水の汚れ	供用時	施設の稼働	※	・計画地内に設置する給油施設の油分が外部へ漏出し公共用水域や地下水系へ流出・浸透しないように、当該施設を適切に設計施工する。運用にあたっては、給油作業中の漏洩事故、施設の老朽化・腐食等による漏洩事故等が生じないように、作業マニュアルの作成・遵守、給油施設の定期点検等、漏洩防止対策を行う。
			※	・計画地内に設置する駐車場の洗車排水が公共用水域へ流出しないように、公共下水道（汚水）へ放流する。
水の濁り	工事中	切土・盛土・発破・掘削等	※	・敷地境界に簡易盛土を行い、敷地外への濁水流出を防止する。
			※	・施工区域内に仮沈砂池等を設置し、工事排水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿或いは浸透させた後、濁りが低下した上澄み水を公共下水道（汚水）へ放流する。
			※	・造成箇所は速やかに転圧等を施す。
			※	・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。

注1：記号は右のとおり。△：簡略化項目、※：配慮項目

注2：大きな騒音・振動が発生するような施設の設置は想定していない。

表 9-1 (2) 配慮項目に関する配慮事項 (2/2)

環境影響要素 (細区分)	環境影響要因		区分 ^{注1}	配慮事項
有害物質の使用	供用時	有害物質の使用	※	(「水の汚れ」の「施設の稼働」に関する配慮事項に同じ)
地下水汚染	工事中	切土・盛土・発破・掘削等、建築物等の建築	△	・改良体施工時のセメント系固化材の使用に伴い懸念される六価クロムの溶出対策として、国土交通省による通達 ^{注2} に則った適切な対応を行う。
	供用時	有害物質の使用	※	(「水の汚れ」の「施設の稼働」に関する配慮事項に同じ)
地下水の水象	工事中	切土・盛土・発破・掘削	△	・地下水流動を面的に阻害しない構造の基礎を配置する。(⇒詳細は「第1章 / 1.8.2 建物基礎の配置」を参照)
	存在	工作物等の出現	△	
土壌汚染	供用時	有害物質の使用	※	(「水の汚れ」の「施設の稼働」に関する配慮事項に同じ)
樹林・樹木等 (緑の量)	存在	工作物等の出現	※	・緑化面積を義務的に達成することにとどまらず、蒲生干潟等の周辺の自然環境や計画地の植生の現状も踏まえた樹種の選定等、生物多様性等に配慮した緑地創出を行う。 (⇒詳細は「第1章 / 1.9 緑化及び景観計画」を参照)
熱帯材	工事中	建築物等の建築	※	・工事中における型枠は計画的に転用する等、熱帯材使用についての環境配慮に努める。

注1：記号は右のとおり。△：簡略化項目、※：配慮項目

注2：「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」(平成12年3月、建設省技調発第48号)他関連資料